

がんに関する相談支援について

平成24年9月5日

健康局がん対策・健康増進課

1

基本計画における相談支援・情報提供

第4 分野別施策と個別目標

がんに関する相談支援と情報提供
(現状)

医療技術の進歩や情報端末の多様化に伴い多くの情報があふれる中、患者やその家族が医療機関や治療の選択に迷う場面も多くなっていることから、これまで拠点病院を中心に相談支援センターが設置され、患者とその家族のがんに対する不安や疑問に対応してきた。

また、国立がん研究センターでは、様々ながんに関する情報の収集、分析、発信、さらに相談員の研修や各種がんに関する小冊子の作成配布等、相談支援と情報提供の中核的な組織として活動を行ってきた。さらに、学会、医療機関、患者団体、企業等を中心として、がん患者サロンや患者と同じような経験を持つ者による支援(ピア・サポート)などの相談支援や情報提供に係る取組も広がりつつある。

しかしながら、患者とその家族のニーズが多様化している中、相談支援センターの実績や体制に差がみられ、こうした差が相談支援や情報提供の質にも影響していることが懸念されている。また、相談に対応可能な人員が限られる中、最新の情報を正確に提供し、精神心理的にも患者とその家族を支えることのできる体制の構築などの課題が指摘されている。

(取り組むべき施策)

国・地方公共団体・拠点病院等の各レベルでどのような情報提供と相談支援をすることが適切か明確にし、学会、医療機関、患者団体、企業等の力を導入したより効率的・効果的な体制構築を進める。

拠点病院は、相談支援センターの人員確保、院内・院外の広報、相談支援センター間の情報共有や協力体制の構築、相談者からフィードバックを得るなどの取組を実施するよう努め、国はこうした取組を支援する。

拠点病院は、相談支援センターと院内診療科との連携を図り、特に精神心理的苦痛を持つ患者とその家族に対して専門家による診療を適切な時期に提供するよう努める。

がん患者の不安や悩みを軽減するためには、がんを経験した者もがん患者に対する相談支援に参加することが必要であることから、国と地方公共団体等は、ピア・サポートを推進するための研修を実施するなど、がん患者・経験者との協働を進め、ピア・サポートをさらに充実するよう努める。

国立がん研究センターは、相談員に対する研修の充実や情報提供・相談支援等を行うとともに、希少がんや全国の医療機関の状況等についてもより分かりやすく情報提供を行い、全国の中核的機能を担う。

PMDAは、関係機関と協力し、副作用の情報収集・評価と患者への情報提供を行う。

(個別目標)

患者とその家族のニーズが多様化している中、地方公共団体、学会、医療機関、患者団体等との連携の下、患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、がんの治療や副作用・合併症に関する情報も含めて必要とする最新の情報を正しく提供し、きめ細やかに対応することで、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を早期に実現することを目指す。

2

(その他がんの相談支援と情報提供に関する取り組むべき施策)

1. がん医療

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進

○チーム医療とがん医療全般に関すること

患者とその家族の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師に意見を求めることができるセカンドオピニオンをいつでも適切に受けられ、患者自らが治療法を選択できる体制を整備するとともに、セカンドオピニオンの活用を促進するための患者やその家族への普及啓発を推進する。

(3) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

拠点病院を中心に、医師をはじめとする医療従事者の連携を図り、緩和ケアチームなどが提供する専門的な緩和ケアへの患者とその家族のアクセスを改善するとともに、個人・集団カウンセリングなど、患者とその家族や遺族などがいつでも適切に緩和ケアに関する相談や支援を受けられる体制を強化する。

拠点病院をはじめとする入院医療機関が在宅緩和ケアを提供できる診療所などと連携し、患者とその家族の意向に応じた切れ目がない在宅医療の提供体制を整備するとともに、急変した患者や医療ニーズの高い要介護者の受け入れ体制を整備する。

(6) その他

〈希少がん〉

患者が安心して適切な医療を受けられるよう、専門家による集学的医療の提供などによる適切な標準的治療の提供体制、情報の集約・発信、相談支援、研究開発等のあり方について、希少がんが数多く存在する小児がん対策の進捗等も参考にしながら検討する。

がんの教育・普及啓発

患者とその家族に対して、国や地方公共団体は引き続き、拠点病院等医療機関の相談支援・情報提供機能を強化するとともに、民間団体によって実施される相談支援・情報提供活動を支援する。

がん患者の就労を含めた社会的な問題

がん以外の患者へも配慮しつつ、がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場でのがんの正しい知識の普及、事業者・がん患者やその家族・経験者に対する情報提供・相談支援体制のあり方等を検討し、検討結果に基づいた取組を実施する。

3

相談支援センターの拠点病院における位置付け

3 情報の収集提供体制

(1) 相談支援センター

①及び②に掲げる相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援センター」という。なお、相談支援センター以外の名称を用いても差し支えないが、その場合には、がん医療に関する相談支援を行うことが分かる名称を用いることが望ましい。)を設置し、当該部門において、アからキまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、相談支援センターについて積極的に広報すること。

① 国立がん研究センターによる研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置すること。

② 院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。

<相談支援センターの業務>

ア がんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供
イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び医療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び医療従事者に関する情報の収集、提供

ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介

エ がん患者の療養上の相談

オ 地域の医療機関及び医療従事者等におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供

カ アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談

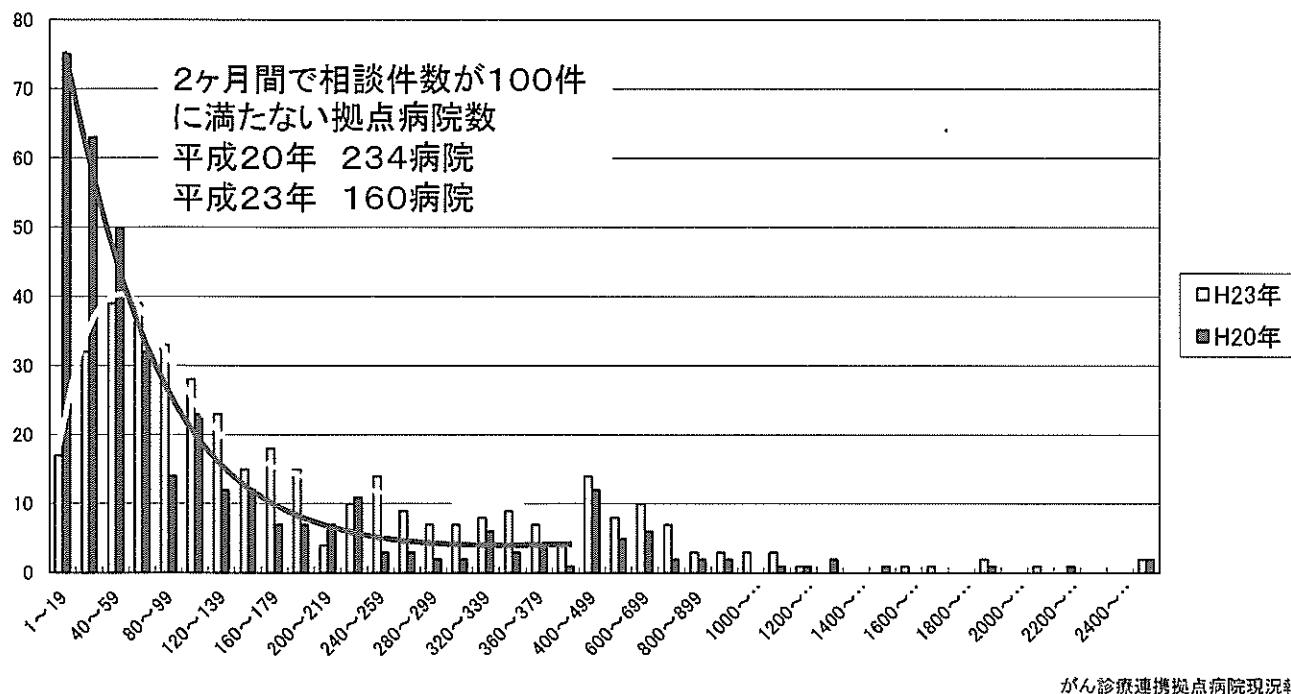
キ HTLV-1関連疾患であるATLに関する医療相談

ク その他相談支援に関する事

4

相談支援センターの相談件数

平成20年6月～7月の相談件数 375施設 総数 61,785 平均 174.0 中間値 58.0
平成23年6月～7月の相談件数 397施設 総数 94,905 平均 242.1 中間値 127.0

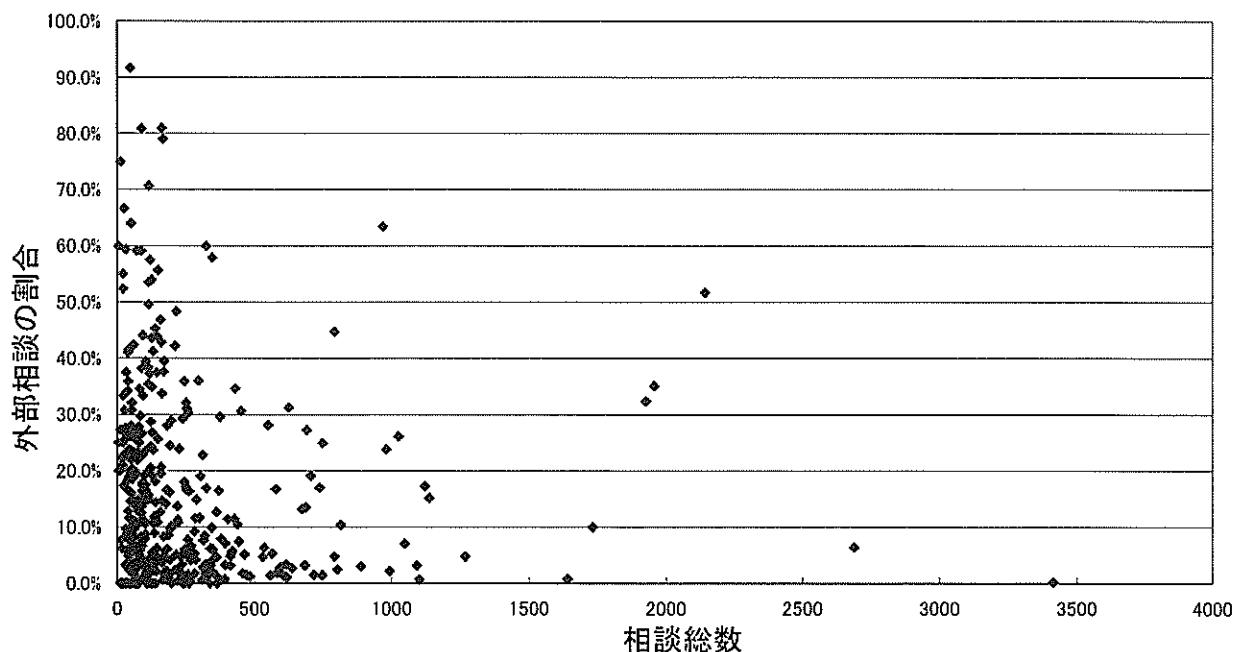


5

がん診療連携拠点病院現況報告

相談件数に占める外部相談の割合

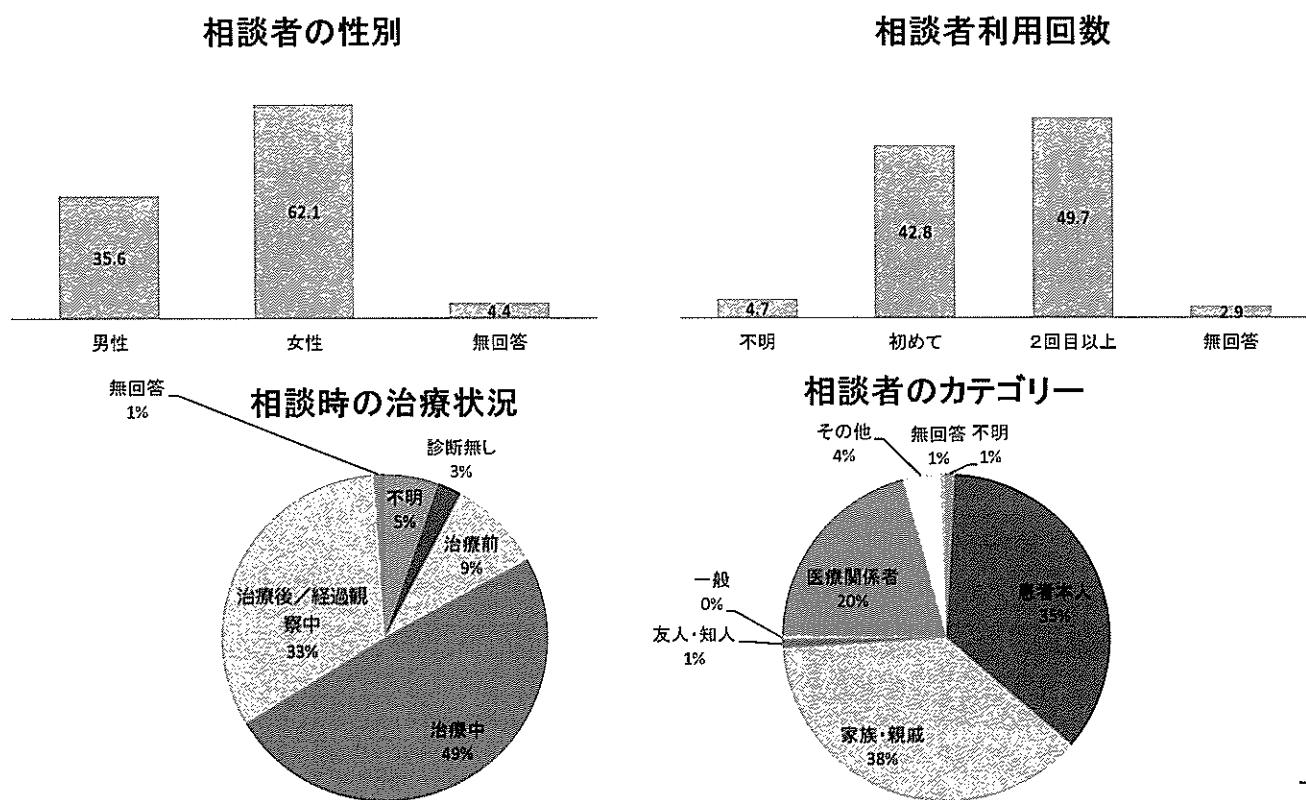
平成23年6月～7月の相談件数 397施設



6

がん診療連携拠点病院現況報告

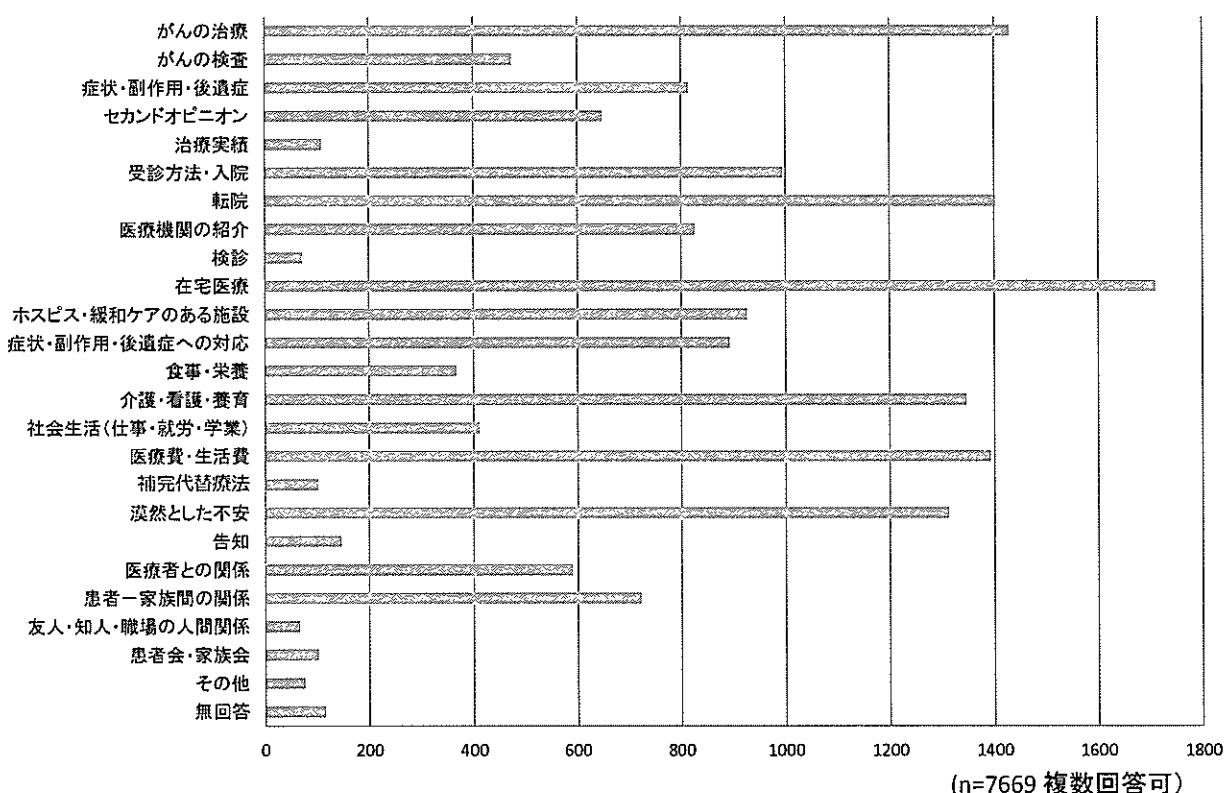
相談者の概要



7

厚生労働省委託事業 がん医療水準の均てん化を目的とした医療水準等調査事業（財団法人 がん集学的治療研究財団 2009年）

相談内容



8

厚生労働省委託事業 がん医療水準の均てん化を目的とした医療水準等調査事業（財団法人 がん集学的治療研究財団 2009年）

相談支援センター相談員①

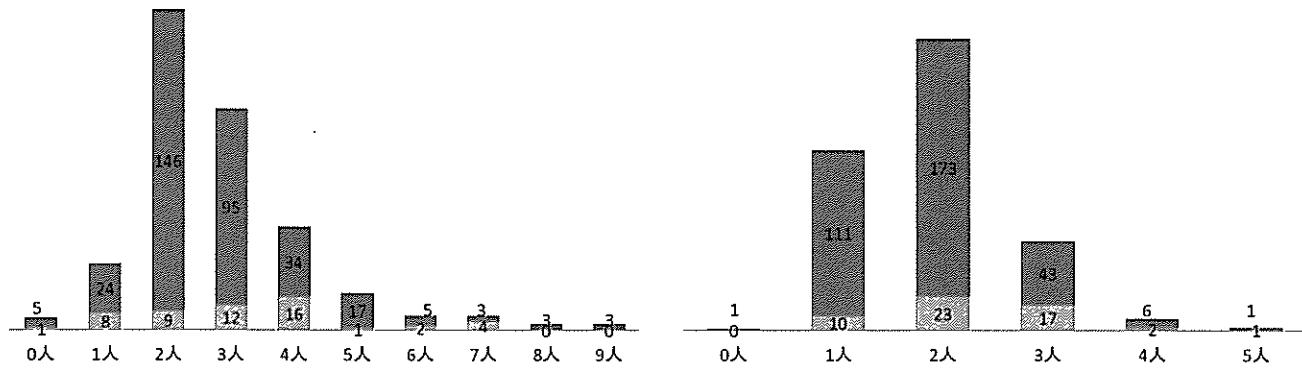
要件:① 国立がん研究センターによる研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置すること。

がん対策情報センター相談支援センター相談員
基礎研修会(1),(2)の修了者数

□都道府県拠点病院 ■地域拠点病院

がん対策情報センター相談支援センター相談員
基礎研修会(1),(2),(3)の修了者数

□都道府県拠点病院 ■地域拠点病院



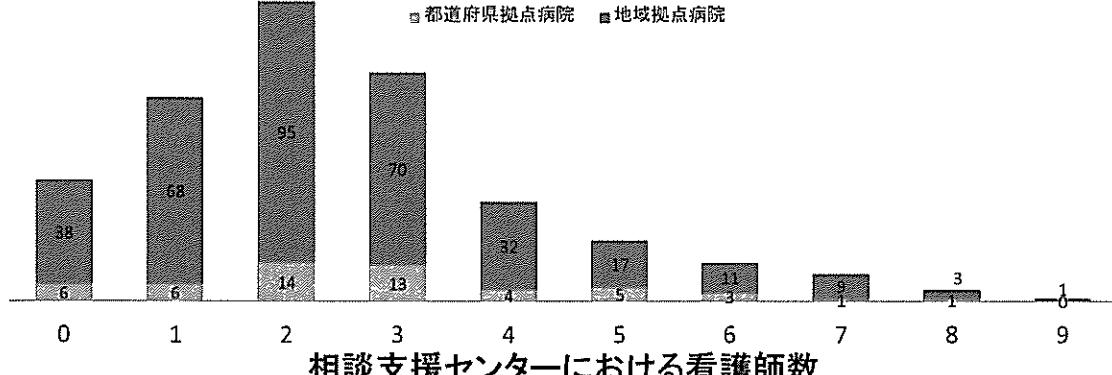
※独立行政法人国立がん研究センター2施設は都道府県拠点病院に算定
がん診療連携拠点病院現況報告(2010年)

9

相談支援センター相談員②

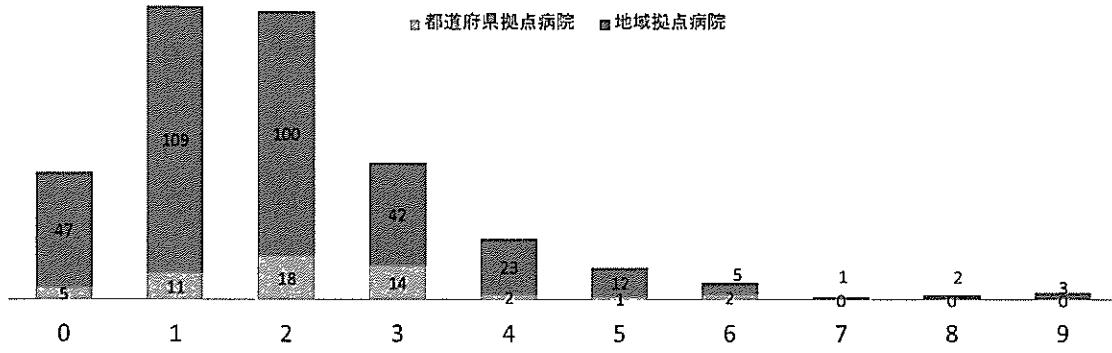
相談支援センターにおける社会福祉士数

□都道府県拠点病院 ■地域拠点病院



相談支援センターにおける看護師数

□都道府県拠点病院 ■地域拠点病院

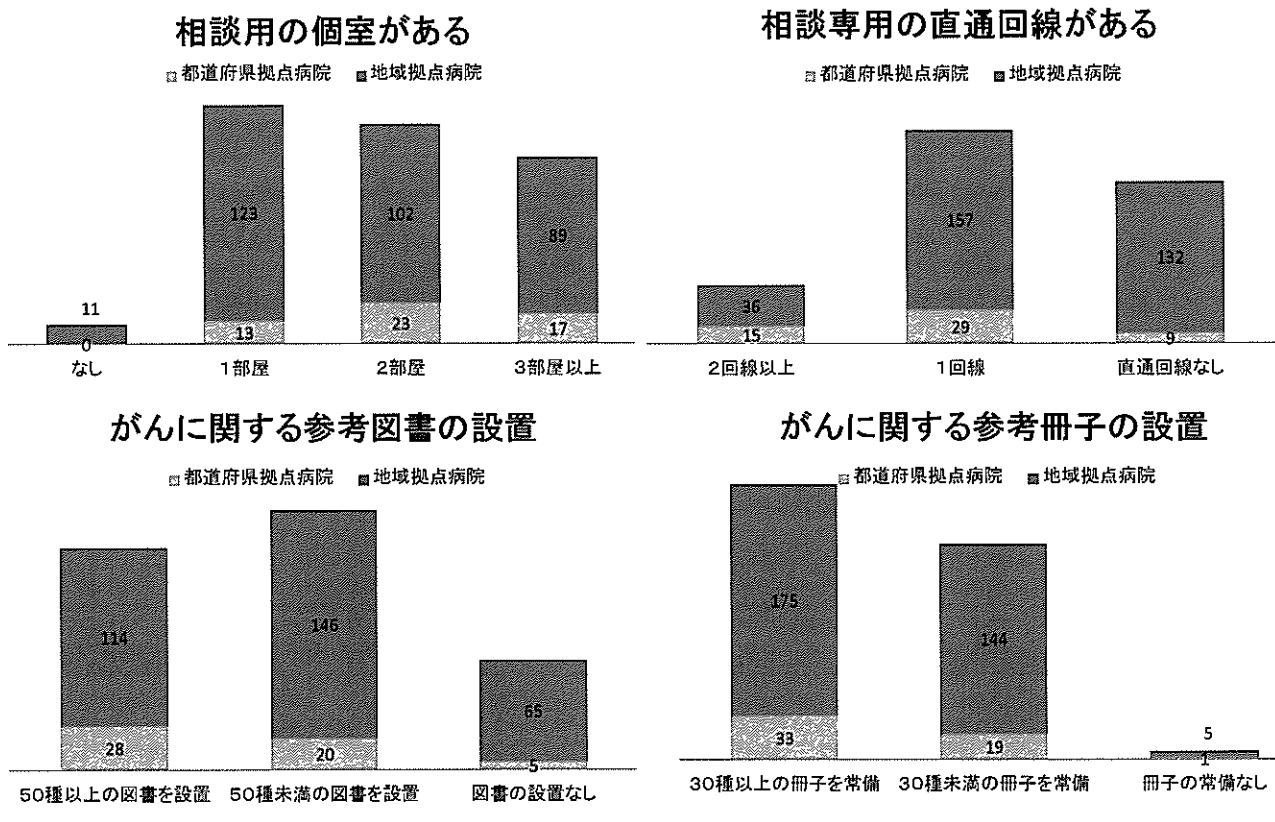


※独立行政法人国立がん研究センター2施設は都道府県拠点病院に算定

厚生労働科学研究費補助金「相談支援センターの機能の強化・充実と地域における相談支援センターのあり方に関する研究」(平成21~23年度)主任研究者:高山智子

10

相談支援センターの設備



※独立行政法人国立がん研究センター2施設は都道府県拠点病院に算定
厚生労働省委託事業 がん医療水準の均てん化を目的とした医療水準等調査事業（財団法人 がん集学的治療研究財団 2009年）

11

相談支援センターの充実に向けた論点案

- ・相談支援センターの活用を進めるには何が必要か。
(認知度をどのように高めるか。特に地域住民にも活用してもらうにはどのような工夫が必要か。)
- ・相談支援の質を向上させるための取組は何か。
- ・国、都道府県拠点病院、地域拠点病院、それぞれの相談支援の役割はどうあるべきか。
- ・相談支援センター間の連携をどのように図るべきか。
- ・研修プログラムを充実させるためには何が必要か。
- ・患者団体に期待される役割は何か。
- ・医療従事者に期待される役割は何か。
- ・まず、早急に解決すべき課題は何か。

12